

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

|                            |                      |   |
|----------------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称                  |                      | さいたま新都心駅東西自由通路の使用許可   |
| 根拠条例・規則等名                  |                      | 地方自治法及びさいたま市財産規則  |
| 条 項                        |                      | 法第 238 条の 4 第 7 項及び規則第 21 条第 5 号  |
| 所 管 部 課                    |                      | 都市局 都心整備部 都心整備課（電話：048-829-1578）  |
| 審<br>査<br>基<br>準           | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歩行者通路としての公共性を確保し、歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げない行為であること。</li> <li>2 国、又は地方公共団体等の行為であること。</li> <li>3 公益を目的とする公共的な行為で、非営利行為であること。</li> <li>4 歩行者デッキの管理保全に支障を生じるおそれのない行為であること。</li> </ol> <p>ただし、さいたま新都心内でイベント等を行う者が、街のにぎわいを創出するために行う非営利行為は、上記 2 及び 3 の基準にかかわらず、許可することができるものとする。</p> |
|                            | 設定等年月日               | 平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正  |
| 標<br>準<br>処<br>理<br>期<br>間 | 期 間<br>(未設定の場合はその理由) | 行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき 20 日（休日を除く）   |
|                            | 設定等年月日               | 平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正  |
| 備 考                        |                      |   |